

令和 6 年 9 月 9 日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 中 尾 正 俊
(公印省略)

「医療情報取得加算」及び「医療DX推進体制整備加算」の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その1）

厚生労働省より、令和6年度診療報酬改定に関するQ & A「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、令和6年度診療報酬改定にかかる「疑義解釈資料の送付について」の医療情報取得加算に関する疑義解釈の一部※については、令和6年12月1日以降、「医療情報取得加算2又は医療情報取得加算4」、「医療情報取得加算1又は医療情報取得加算3」、「医療情報取得加算1又は2」、「医療情報取得加算3及び4」、「医療情報取得加算1及び2」、「同加算3」、「同加算4」、「医療情報取得加算3又は医療情報取得加算4」とあるのは、「医療情報取得加算」と読み替えるものとされておりますことを申し添えます。

※ 医療情報取得加算に関する疑義解釈の一部（医科関係のみ）

「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添1

「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和6年4月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添1

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001